

(趣旨)

第1条 この告示は、市民の学習要求に応えるとともに、市民の教養の向上、健康の増進及び感性の醸成を図るため社会教育法(昭和22年法律第207号)第22条の規定に基づき実施する古河市公民館等講座(以下「公民館等講座」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 公民館等講座の実施主体は、古河市教育委員会(以下「教育委員会」という。)とする。

(対象者)

第3条 公民館等講座の対象者は、市内に住所を有し、又は在学し、若しくは在勤するものとする。

(講座の種類等)

第4条 公民館等講座は、次の表に掲げる種類、回数及び時期により実施する。

種類	回数	時期
短期講座	1回又は2回	通年(4月から翌年3月まで)
長期講座	3回以上とし、原則として8回以内	前期(4月から9月まで) 後期(10月から翌年3月まで)

2 公民館等講座は、原則として、社会教育施設管理主管課が所管する施設を会場として実施する。

(講座の内容等)

第5条 教育委員会は、公民館等講座の内容及び講師を企画調整し、決定するものとする。この場合において、古河市公民館(古河市公民館の設置及び管理に関する条例(平成17年第149号)の規定により設置するものをいう。)において実施する公民館等講座の内容及び講師については、古河市公民館運営審議会(同条例第5条第1項の古河市公民館運営審議会をいう。)の承認を経るものとする。

2 長期講座の講師の採用については、1時期当たり2講座までに限るものとする。ただし、短期講座の講師については、この限りでない。

(受講の申込み)

第6条 公民館等講座の受講を希望する者は、別に定めるところにより受講を申し込まなければならない。この場合において、長期講座の受講を希望するときは、必要事項を記入し切手を貼付した葉書を提出しなければならない。

(受講の決定)

第7条 教育委員会は、前条の規定による申込みについて公民館等講座の受講の可否を決定したときは、当該申込みをした者に対しその決定の内容を通知するものとする。この場合において、長期講座に係る当該通知は、前条の規定により申込者から提出を受けた葉書を使用するものとする。

2 前項の規定により公民館等講座の受講の可否を決定する場合において定員を超える申込みを受けたときは、抽選により公民館等講座の受講者(以下「受講者」という。)を決定するものとする。

(実費負担)

第8条 受講者は、公民館等講座の開催に要する費用の一部又は全部として、次に掲げる費用(以下「受講料」という。)を負担しなければならない。

(1) 講師の採用に要する費用として1講座につき300円(2回以上の回数で実施する公民館等講座に限る。)

(2) 材料費、テキスト等の費用として要した費用の全部

2 受講料は、公民館等講座の初回の受講時に納付しなければならない。

3 既に納付された受講料は、返還しない。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年5月1日から施行する。

附 則(平成30年教育委員会告示第8号)

この告示は、平成30年7月12日から施行する。